

[特 48 条の 3 他]

出願審査の請求について

特許を取得するためには特許庁に必要な書類を提出して特許出願します。特許出願は必要書類の準備等を含め、とても大変な手続きです。ですが、残念ながら特許出願をただけでは特許を取得することは出来ません。というのも、以前に説明したようにそもそも特許制度とは、「今までにない新しい便利な発明を完成した人に、これを社会に公開することの代償として、その発明を一定期間独占して製造・販売できる権利を付与する」というものです。ですから、すでに社会に知られているような発明を改めて公開するからといっていまさら特許権を付与する価値はありませんし、このようなものに特許権が付与されると、すでにある商品を製造・販売している人が突然特許侵害に問われるということにもなりかねません。

そこで、特許出願されると、これが特許するに値するかどうかを特許庁の審査官が審査します。そして、審査官が審査の結果「この発明は確かに今までにない新しいもので特許すべきである」と判断したもののみに特許権が付与されるわけです。この審査はすべての特許出願について行われるのではなく、特許出願とは別に審査を請求したものについてのみ行われます。では、以下に**出願審査の請求**という制度について簡単に説明していきましょう。

(1) 出願審査の請求をするには時間制限がある

特許出願をした日から、3年以内に特許庁に**出願審査の請求**をしなければなりません。3年以内に**出願審査の請求**をしなかった場合は、特許出願は取り下げられたものとみなされてしまい、もはやその特許出願について特許を取得することは出来なくなってしまうのです。

誰かが新しい便利な発明をしたとすると、他の人はその発明を使いたいと思うでしょう。この発明が特許になっていれば、特許権者に対価を支払うなどしてその特許の使用の許諾を得る必要があります。ところが、特許出願だけされていて**出願審査の請求**がされていないという中途半端な状態では、いつその特許出願が特許されるか分からないので他の人はその発明をつかっていいのかわかりづらく困ってしまいます。あまりいつまでもこのような状態が続くのは好ましくないため、3年以内に**出願審査の請求**がされない場合は、特許出願人は特許取得の意思がないとして取り下げってしまうわけです。

(2) 出願審査の請求にはお金がかかる

出願審査の請求をする際には、特許庁にいわゆる出願審査料を収めなければなりません。困ったことにこれがなかなか高額なのです。

出願審査料は、単に審査の手数料という意味合いだけではなく、「高い出願審査料を納めてもなお価値がある特許出願」のみについて**出願審査の請求**がされることにより、無意味な特許出願について特許庁で審査しなければならなくなる事態を回避し、本当に有用な特許出願の審査の迅速化を図るという意図があります。あまり出願審査料が安いと、特許出願した人が皆、あまり深く考えずに**出願審査の請求**をしてしまうと考えると、出願審査料を高めに設定してあるのでしょうか。特許制度は産業の発展の為にあるのですから、有用な特許出願を迅速に審査できるような仕組みにすることは確かに重要です・・・とはいうものの、我々利用者側から見れば、出来るだけ費用は安価な方が有難いのですけれどね。

さて、せっかくお金のかかる**出願審査の請求**をしても、特許庁の審査官に特許出願を拒絶されてしまうと高額の出願審査料が無駄になってしまいます。たとえ、特許出願時に同じような

神谷岳特許事務所

Email: kamipat@xqe.biglobe.ne.jp

Web page: <http://www2s.biglobe.ne.jp/~gkami/kamipat/>

発明が世の中にないかしっかりと調べていたとしても、例えば、特許出願の直前に誰か他の人が同じ発明について特許出願していたとすると、その特許出願は拒絶されてしまいます。そこで、特許出願の内容は特許出願の日から1年6ヶ月後にすべて公開されるという制度（出願公開制度）を活用することをお勧めします。つまり、特許出願をして、1年6ヶ月ほど様子を見ます。1年6ヶ月経てば、自分の特許出願を含めて1年6ヶ月前までにされた特許出願の内容はすべて公開されます。そこで、自分の特許出願と同じ内容の特許出願が自分の特許出願以前にされていないことを確認し、その上で**出願審査の請求**をするのです。もし、自分の特許出願以前に誰かが同じ出願をしていた場合は、あきらめて**出願審査の請求**をしないでおけば、高額な出願審査料を無駄にせずに済むわけです。

ただし、**出願審査の請求**をしない限り特許されることはないのですから、上記のようにすると、特許される時期は1年6ヶ月遅れてしまいます。出来るだけ早く特許権を取得してこれを活用したい場合には、審査請求料が無駄になることを覚悟でさっさと**出願審査の請求**をすべきときもあるでしょう。最終的にはその時々々の状況を勘案しつつ判断せざるを得ないわけで、どうすることが最良であるとは言いきれないのです。

3. 出願審査の請求をしてもすぐに特許されるわけではない

特許庁では非常に多くの特許出願の審査をされており、審査官の方々も大層努力されているようなのですが、残念ながら**出願審査の請求**をしても審査の順番待ち状態になっているため、審査が開始されるまでかなりの時間がかかります。特許出願と同時に**出願審査の請求**をしても特許されるには2～3年以上時間がかかることは珍しいことではありません。こういう事情ですので、先に「**出願審査の請求**にはお金がかかるので出願公開を待ってからすると良いでしょう」などと書いているのですが、こんなことをしていると特許を取得できるのは、特許出願から1年6ヶ月程度時間が経過してからさらに2～3年以上も経過してからになってしまいます。このあたりの事情を考慮にいれて、**出願審査の請求**をいつするかを判断するべきでしょう。

以上、**出願審査の請求**について簡単に説明しました。特許出願をただけでは特許権を取得できるわけではないことや、**出願審査の請求**にはお金がかかることなどを理解していただけだと思います。高額な出願審査料を無駄にしないためには、先に述べたように慎重な判断が必要であることは間違いないのですが、なによりも重要なことは適切な特許出願が出来ていることであることを忘れないようにしてください。良く内容の吟味された特許出願をしていれば、**出願審査の請求**前に他人の類似特許出願等が発見されても適切な対応を取れることも多いのです。もっとも望ましいのは、あたりまえのことですが特許出願前から特許出願の内容はもちろん、**出願審査の請求**をどのタイミングで行うかについても十分検討できていることです。

2003年5月1日
著者 弁理士 神谷 岳

<http://www2s.biglobe.ne.jp/~gkami/kami pat/>
mail to: kami pat@xqe.biglobe.ne.jp